

■下水道の供用開始区域

玉津	森戸、川北、川南、玉津、横黒中、横黒西、市塚 市塚新街、船屋西南 各一部区域
飯岡	堀の内、東大道、西大道、東野口、西野口、末広町 各一部区域
西条	青江町、北新田、若洲東、新堀上、北浜南 各一部区域
神拝	下喜多川北の一部区域
大町	春日町、上小川、天皇、沢、下小川、明神木、新玉通 川原町、加茂町、若葉町西 各一部区域
神戸	釜の口、中の段、日明、楠、河原町、北組、土居内 東原、西原、新出、奥の内 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中 各一部区域
橘	西田、西泉東、西泉中、檜木西、野々市西 各一部区域
氷見	西町、裏、末長、上の浦 各一部区域
壬生川	壬生川の一部区域
国安	国安、桑村 各一部区域
丹原	今井、池田、願連寺、久妙寺、高松 各一部区域

引き続き お知らせ
**下水道の供用開始区域が
 決定しました**

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。
 このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に排水設備の設置を、3年以内に水洗便所への改造を実施しなければなりません。

■排水設備等の工事
 排水設備等の工事は、定められた基準に従って、正しく施工していただくため、市の指定工事店で行うことが義務付けられています。
 指定工事店がわからない方は、担当課へお問い合わせください。

- 問合せ
 ○市庁舎本館下水道業務課
 下水道業務係 (内線2825)
- 東予総合支所下水道課
 下水道係 (内線141)

水洗便所改造資金の融資
 をご利用ください

くみ取り便所の改造や浄化槽の廃止など、下水道に接続する工事費用について、市では資金の融資あつせんをしています。

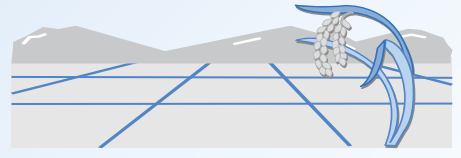
- 融資の対象者
 ○自己資金での工事が困難であること
- 市税、受益者負担金、分担金などの滞納がないこと
- 下水道処理開始日から3年以内に行う工事であること
- 市内に住所がある別生計の連帯保証人を有すること
- 融資あつせん限度額
 ○くみ取り便所の場合
 1件につき40万円
- 浄化槽の場合
 1件につき30万円

- 利息
 市が負担します。
- 償還方法
 貸付の翌月から工事1件につき、毎月1万円ずつ償還。

- 問合せ
 申請方法など詳しくは、指定工事店もしくは次の担当課へお問い合わせください。
- 市庁舎本館下水道業務課
 下水道業務係 (内線2825)
- 東予総合支所下水道課
 下水道係 (内線141)

標準小作料が改訂されました

農業委員会では、平成18年3月から適用される標準小作料の額を右表のとおり決定しました。
 標準小作料は、貸し手と借り手が円滑に小作料を決めていただくための、目安としてご利用ください。
 なお、標準小作料の額は水稻単作を想定しています。また、転作などを加味したものではありません。
 詳しくは、市庁舎別館2階の農業委員会事務局(内線5523)、各総合支所の農業委員会分室へお問い合わせください。



農地の区分	標準小作料	摘 要
田 部	上 田	17,200円 主な作物は水稻(10㍍当たりの収量:490kg程度) ほ場整備完了またはこれに準じ、農業用道路が整備され、トラクター、コンバインなど大型農機具の使用可能な水田。 例:農道が整備され水管理が容易であり、一区画がおおむね30㍍以上の田。二毛田。
	中 田	13,300円 主な作物は水稻(10㍍当たりの収量:450kg程度) 上田より農地の環境がやや悪く、大型農機具の利用程度も上田より劣る水田。 例:区画整理がされていても、農道も無く水管理が容易でない田。
	下 田	8,300円 主な作物は水稻(10㍍当たりの収量:420kg程度) 水田としての環境は悪いが、耕運機、バインダーなどの利用が可能な水田。 例:山間部の農地で、小農機具しか使用できない田。区画整理が未実施で、進入路も無く他人の農地を通らなければならない田。一毛田。
畑 部	定めない。	